平 成 2 1 年

#### 別紙

平成22年度特別調整交付金(算定省令第6条第<u>11</u>号その他特別の事情がある場合)交付基準

## [交付基準]

申請事由1から9に該当する保険者であって、国保事業の適正運営に積極的に取り組んでおり、かつ、都道府県において当該保険者が特別調整交付金の交付を受けることによって指導上の効果が期待し得ると判断し、推薦する保険者であること。

## 「申請事由〕

1 平成<u>21</u>年度において、収納率による普通調整交付金の減額を受けている保険者であって、保険料(税)収納率向上対策の効果が認められること

#### (申請の要件)

保険料(税)収納率向上対策に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の①及び②のいずれにも該当すること。

- ① 算定省令第7条の規定により、平成<u>21</u>年度の普通調整交付金が減額されていること。
- ② 平成21年度又は平成23年1月31日現在の現年度収納率(一般被保険者分。以下同じ)が、平成20年度に比べ、平成21年の年間平均一般被保険者数規模の区分に応じて、下表に定める率(上昇ポイント)以上向上しており、かつ、平成23年1月31日現在の現年度収納率が平成22年1月31日現在の現年度収納率を上回っていること。

ただし、遡及適用・賦課を保険料については2年、保険税については3年として平成21年度当初から実施している保険者(平成21年度の年度途中及び平成22年4月1日に国民健康保険の事業の運営の広域化(市町村合併によるものを含む。以下、単に「広域化」という。)を行った保険者については、広域化を行う以前の個々の保険者において平成21年度当初から実施していること。)であって、平成22年度において被保険者資格証明書の交付を実施している保険者であること。

また、平成22年度過年度の収納率(一般被保険者分。以下同じ)が平成21年度過年度の収納率に比べ著しく低下する見込みである保険者は除くこと。

#### 別 紙

平成21年度特別調整交付金(算定省令第6条第<u>10</u>号その他特別の事情がある場合)交付基準

度

#### 「交付基準〕

申請事由1から9に該当する保険者であって、国保事業の適正運営に積極的に取り組んでおり、かつ、都道府県において当該保険者が特別調整交付金の交付を受けることによって指導上の効果が期待し得ると判断し、推薦する保険者であること。

## [申請事由]

1 平成<mark>20</mark>年度において、収納率による普通調整交付金の減額を受けている保険者であって、保険料(税)収納率向上対策の効果が認められること

#### (申請の要件)

保険料(税)収納率向上対策に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の①及び②のいずれにも該当すること。

- ① 算定省令第7条の規定により、平成<u>20</u>年度の普通調整交付金が減額されていること。
- ② 平成20年度又は平成22年1月31日現在の現年度収納率(一般被保険者分。以下同じ)に、平成20年の年間平均一般被保険者数規模に応じて別表1に定める率を加えた値が、平成19年度に比べ、平成20年の年間平均一般被保険者数規模の区分に応じて別表2に定める率(上昇ポイント)以上向上しており、かつ、平成22年1月31日現在の現年度収納率が平成21年1月31日現在の現年度収納率を上回っていること。

ただし、遡及適用・賦課を保険料については2年、保険税については3年として平成20年度当初から実施している保険者(平成20年度の年度途中及び平成21年4月1日に国民健康保険の事業の運営の広域化(市町村合併によるものを含む。以下、単に「広域化」という。)を行った保険者については、広域化を行う以前の個々の保険者において平成20年度当初から実施していること。)であって、平成21年度において被保険者資格証明書の交付を実施している保険者であること。

また、平成<u>21</u>年度過年度の収納率(一般被保険者分。以下同じ)が平成<u>20</u>年度過年度の収納率に比べ著しく低下する見込みである保険者は除くこと。

平 成 2 年 度	平 成 2 1 年 度
	【別表1】       年間平均一般被保険者数       平成20年度又は平成22年1月31日         現在現年度収納率に加える率
	1万人未満 5万人未満 10万人未満 10万人以上0.63 0.58 0.97 0.59
	※ 平成20年度又は平成22年1月31日現在現年度収納率に加える率については、平成21年7月10日付財政第2係長事務連絡による調査 結果に基づき、平成20年度における被保険者規模別の対前年度低下率 (平均)である。
	【別表 2 】
年間平均一般被保険者数         1 万人未満       1万人以上5万人未満         平成20年度収納率 伸び率       中成20年度収納率 伸び率         92%以上       0.08       91%以上       0.05         90%以上92%未満       0.10       89%以上91%未満       0.08         87%以上90%未満       0.13       86%以上89%未満       0.10         84%以上87%未満       0.15       83%以上86%未満       0.13         81%以上84%未満       0.18       80%以上83%未満       0.15         78%以上81%未満       0.20       77%以上80%未満       0.18         75%未満       0.23       75%未満       0.20         75%未満       0.23       75%未満       0.23	年間平均一般被保険者数         1 万人未満       平成19年度収納率 伸び率 平成19年度収納率 伸び率         93%以上       0.08       92%以上       0.05         91%以上93%未満       0.10       90%以上92%未満       0.08         88%以上91%未満       0.13       87%以上90%未満       0.10         85%以上88%未満       0.15       84%以上87%未満       0.13         82%以上85%未満       0.18       81%以上84%未満       0.15         79%以上82%未満       0.20       78%以上81%未満       0.18         75%以上79%未満       0.23       75%以上78%未満       0.20         75%未満       0.25       75%未満       0.23
年間平均一般被保険者数 5万人以上10万人未満 1 0 万 人 以 上	年間平均一般被保険者数 5万人以上10万人未満 10万人以上
平成20年度収納率     伸び率     平成20年度収納率     伸び率       90%以上     0.03     89%以上     0.01	平成19年度収納率     伸び率     平成19年度収納率     伸び率       91%以上     0.03     90%以上     0.01
88%以上90%未満     0.05     87%以上89%未満     0.03       85%以上88%未満     0.08     84%以上87%未満     0.05       82%以上85%未満     0.10     81%以上84%未満     0.08       79%以上82%未満     0.13     78%以上81%未満     0.10	89%以上91%未満     0.05     88%以上90%未満     0.03       86%以上89%未満     0.08     85%以上88%未満     0.05       83%以上86%未満     0.10     82%以上85%未満     0.08       80%以上83%未満     0.13     79%以上82%未満     0.10
76%以上79%未満     0.15     76%以上78%未満     0.13       75%以上76%未満     0.18     75%以上76%未満     0.15       75%未満     0.20     75%未満     0.18	77%以上80%未満       0.15       76%以上79%未満       0.13         75%以上77%未満       0.18       75%以上76%未満       0.15         75%未満       0.20       75%未満       0.18

平 成 2 2 年 度

平 成 2 1 年 度

## (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 平成21年度普通調整交付金減額額×1/2

なお、平成21年度の年度途中及び平成22年4月1日に広域化を行った保険者における平成21年度普通調整交付金減額額は、広域化を行う以前の個々の保険者に係る平成21年度普通調整交付金減額額の合算額をいう。

2 エイズ予防に関する知識の普及啓発の実施

#### (申請の要件)

エイズ予防に関する知識の普及、啓発に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の事業を実施したこと又は、年度内に実施することが確実であること。

- ① エイズ予防に関するパンフレットの作成。(購入する場合も含む。)
- ② エイズ予防に関する知識の普及、啓発のため下記の事業に要した経費があること。(上記①の経費は除く。)

例. エイズ予防講習会、エイズ予防教室 エイズに関する相談の開催 医療従事者を対象とした研修への参加等

## (交付基準額の算定方法)

交付基準は、①及び②の合算額とする。

- ① 申請要件①に該当するもの
  - a 調整基準額= パンフレット作成(購入)部数 × パンフレット 作成(購入)単価

ただし、作成(購入)部数として平成<u>2</u>年の年間平均被保険者数の6割に、作成(購入)単価として45円を乗じた額を限度とする。

b 調整基準額= パンフレット作成 (購入) 部数 × 10円 ただし、作成 (購入) した部数は、平成<u>22</u>年の 年間平均被保険者数の6割を限度とする。

交付基準額は、a及びbの合算額とする。

## (交付準額の算定方法)

調整基準額= 平成20年度普通調整交付金減額額×1/2

なお、平成20年度の年度途中及び平成21年4月1日に広域化を行った保険者における平成20年度普通調整交付金減額額は、広域化を行う以前の個々の保険者に係る平成20年度普通調整交付金減額額の合算額をいう。

2 エイズ予防に関する知識の普及啓発の実施

#### (申請の要件)

エイズ予防に関する知識の普及、啓発に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の事業を実施したこと又は、年度内に実施することが確実であること。

- ① エイズ予防に関するパンフレットの作成。(購入する場合も含む。)
- ② エイズ予防に関する知識の普及、啓発のため下記の事業に要した経費があること。(上記①の経費は除く。)

例. エイズ予防講習会、エイズ予防教室 エイズに関する相談の開催 医療従事者を対象とした研修への参加等

## (交付基準額の算定方法)

交付基準は、①及び②の合算額とする。

- ① 申請要件①に該当するもの
  - a 調整基準額= パンフレット作成(購入)部数 × パンフレット 作成(購入)単価

ただし、作成(購入)部数として平成<u>21</u>年の年間平均被保険者数の6割に、作成(購入)単価として45円を乗じた額を限度とする。

b 調整基準額= パンフレット作成 (購入) 部数 × 10円 ただし、作成 (購入) した部数は、平成<u>21</u>年の年間平均被保険 者数の6割を限度とする。

交付基準額は、a及びbの合算額とする。

## 平 成 2 2 年 度

平 成 2 1 年 度

## ② 申請要件②に該当するもの

次に定める平成22年の年間平均被保険者数に応じた額を上限として、実支出額を調整基準額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

#### (助成限度額)

助成限度額は、平成<u>22</u>年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額1によるものとする。

ただし、平成15年度以降に広域化を行った保険者(広域化を行う以前の全ての保険者が、広域化を行った前年度(年度途中に広域化を行った場合は広域化を行った年度)の当該交付金において、交付対象保険者であった場合に限る。)については、平成22年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額2によるものとする。

なお、広域化を行う以前の個々の保険者に係る前年度(年度途中に広域 化を行った場合は広域化を行った年度)の当該交付金における交付限度額 の合算額が交付限度額2(広域化を行った保険者が交付限度額1による場 合は、交付限度額1とする。)を超える場合は、その合算額を交付限度額 とする。

年間平均被保険者数	交付限度額1	交付限度額2
1万人未満	500千円	750千円
5万人未満	1,000千円	1,500千円
10万人未満	2,000千円	3,000千円
10万人以上	3,000千円	4,500千円

※ 広域化を行った保険者における上記の取扱いについては、広域化を 行った年度(年度途中に広域化を行った場合はその翌年度)から5年 間とする。

## ② 申請要件②に該当するもの

次に定める平成21年の年間平均被保険者数に応じた額を上限として、実支出額を調整基準額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

## (助成限度額)

助成限度額は、平成<u>21</u>年の年間平均被保険者数規模に応じて下記の交付限度額1によるものとする。

ただし、平成15年度以降に広域化を行った保険者(広域化を行う以前の全ての保険者が、広域化を行った前年度(年度途中に広域化を行った場合は広域化を行った年度)の当該交付金において、交付対象保険者であった場合に限る。)については、平成21年の年間平均被保険者数規模に応じて下記の交付限度額2によるものとする。

なお、広域化を行う以前の個々の保険者に係る前年度(年度途中に広域 化を行った場合は広域化を行った年度)の当該交付金における交付限度額 の合算額が交付限度額2(広域化を行った保険者が交付限度額1による場 合は、交付限度額1とする。)を超える場合は、その合算額を交付限度額 とする。

=間平均被保険者数	交付限度額1	交付限度額 2
1万人未満	500千円	750千円
5万人未満	1,000千円	1,500千円
10万人未満	2,000千円	3,000千円
10万人以上	3,000千円	4,500千円

※ 広域化を行った保険者における上記の取扱いについては、広域化を 行った年度(年度途中に広域化を行った場合はその翌年度)から5年 間とする。

平 成 2 1 年 度

3 直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること

## (申請の要件)

次の①から⑤のいずれかに該当する特別に要した費用のある直診施設であること。

- ① 災害等による被害を受け復旧に要した費用
- ② 災害等による被害を受けた地域の人的支援に要した費用
- ③ 経営合理化のために要した費用
  - アレセプト電算処理システムの導入及び更新
  - イ 統合系医療情報システムの導入及び更新
- ウ その他
- ④ 療養環境の改善に要した費用
- ⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策に要した費用
  - ア へき地国保診療所医師支援事業
  - イ 医師等の確保支援事業
  - ウ 外国人看護師の受入準備事業
  - エ 医師等の勤務環境整備事業
  - 才 救急患者受入体制支援事業

## (交付基準額の算定方法)

① 災害等による被害を受け復旧に要した費用 1施設当たりの復旧に要した費用に応じて、下記の表に定める額<u>と</u> <u>する</u>。

	対象	額	調整基準額
3,	000千円以下		現  額
3,	000千円超~6,	000千円以下	3,000千円
6,	000千円超		現額×1/2 (100千円未満切捨)

② 災害等による被害を受けた地域の人的支援に要した費用 1施設当たりの人的支援(当該施設従事者に限る。災害救助法によ る医療扶助を除く。)に要した旅費及び滞在費に応じて、下記の表に 定める額<u>とする</u>。

	対象額	調整基準額
1,	000千円以下	現  額
1,	000千円超~2,000千円以下	1,000千円
2,	000千円超	現額×1/2 (100千円未満切捨)

3 直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること

## (申請の要件)

次の①から⑤のいずれかに該当する特別に要した費用のある直診施設であること。

- ① 災害等による被害を受け復旧に要した費用
- ② 災害等による被害を受けた地域の人的支援に要した費用
- ③ 経営合理化のために要した費用 ア レセプト電算処理システムの導入及び更新 イ 統合系医療情報システムの導入及び更新 ウ その他
- ④ 療養環境の改善に要した費用
- ⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策に要した費用
- ア へき地国保診療所医師支援事業
- イ 医師等の確保支援事業
- ウ 外国人看護師の受入準備事業
- エ 医師等の勤務環境整備事業
- 才 救急患者受入体制支援事業

## (交付基準額の算定方法)

① 災害等による被害を受け復旧に要した費用 1 施設当たりの復旧に要した費用に応じて下記の表に定める額。

	対象	額	調整基準額
3, 0	00千円以下		現  額
3, 0	00千円超~6,	000千円以下	3,000千円
6, 0	00千円超		現額×1/2 (100千円未満切捨)

② 災害等による被害を受けた地域の人的支援に要した費用 1施設当たりの人的支援(当該施設従事者に限る。災害救助法による医療扶助を除く。)に要した旅費及び滞在費に応じて下記の表に定める額。

	対 象 額	調整基準額
1,	000千円以下	現  額
1,	000千円超~2,000千円以下	1,000千円
2,	000千円超	現額×1/2(100千円未満切捨)

## 平 成 2 2 年 度

平 成 2 1 年 度

## ③ 経営合理化のために要した費用

ア レセプト電算処理システムの導入及び更新

1施設当たりのレセプト電算処理システムの導入及び更新に要した費用について、下記の表に定める額とする。

ただし、現に要した費用額が調整基準額に満たない場合は、現額とする。

対象施設	調整基準額
診療所	2,000千円
病院	5、000千円

## イ 統合系医療情報システムの導入及び更新

1施設当たりの統合系医療情報システム(オーダリングシステム、電子カルテ等)の導入及び更新に要した費用について、下記の表に定める額とする。

ただし、現に要した費用額が調整基準額に満たない場合は、現額とする。

対象施設	調整基準額
診療所	30,000千円
病院	40,000千円

## ウ その他

1施設当たりの経営合理化に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調整基準額
3,000千円以下	現  額
3,000千円超	3,000千円

## ④ 療養環境の改善に要した費用

1施設当たり療養環境の改善に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

	対 象 額	調整基準額
3,	000千円以下	現  額
3,	000千円超~6,000千円以下	3,000千円
6,	000千円超	現額×1/2 (100千円未満切捨)

## ③ 経営合理化のために要した費用

ア レセプト電算処理システムの導入及び更新

1施設当たりのレセプト電算処理システムの導入及び更新に要した費用について、下記の表に定める額。

ただし、現に要した費用額が調整基準額に満たない場合は、現額とする。

対 象 施 設	調整基準額
診療所	2,000千円
病院	5,000千円

#### イ 統合系医療情報システムの導入及び更新

1施設当たりの統合系医療情報システム(オーダリングシステム、電子カルテ等)の導入及び更新に要した費用について、下記の表に定める額。

ただし、現に要した費用額が調整基準額に満たない場合は、現額とする。

対 象 施 設	調整基準額
診療所	40,000千円
病院	50,000千円

## ウ その他

1施設当たりの経営合理化に要した費用に応じて、下記の表に定める額。

対 象 額	調整基準額
3,000千円以下	現額
3,000千円超	3,000千円

## ④ 療養環境の改善に要した費用

1施設当たり療養環境の改善に要した費用に応じて下記の表に定める額。

対 象 智	頂	調整基準額
3,000千円以下		現  額
3,000千円超~6,0	00千円以下	3,000千円
6,000千円超		現額×1/2 (100千円未満切捨)

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策に要した費用 ア へき地国保診療所医師支援事業

へき地国保診療所に勤務する医師に支給する以下の1)から3)の 手当に係る調整基準額は、当該事業に要した費用の3分の2とする。 ただし、医師1人当たりの調整基準額の上限は875千円とし、 1施設当たりの上限額は875千円に医師数を乗じて得た額とする。 なお、当該事業については、総事業費から診療報酬収入額及び寄 付金額その他の収入額を控除した額がプラスとなる診療所(赤字診 療所)を助成対象とする。

- 1) へき地国保診療所までの通勤に要した費用の手当
- 2) へき地国保診療所に勤務する以前の住居等との往復に<u>要し</u> た費用の手当
- 3) へき地国保診療所に勤務する医師の子弟の通学に要した費用の手当

対 象 額	調整基準額
1,313千円以下	現額 × 2/3
1,313千円超	875千円

## イ 医師等の確保支援事業

国保直営診療施設が医師、看護師、保健師等の確保のための事業 に係る調整基準額は、当該事業に要した旅費、賃金、謝金等の費用 の3分の2とする。

ただし、1施設当たりの調整基準額の上限は1,000千円とする。

対 象 額	調整基準額
1,500千円以下	現額 × 2/3
1,500千円超	1,000千円

## ウ 外国人看護師の受入準備事業

経済連携協定に基づく外国人看護師の受入を行った国保直営診療施設に係る受入初年度の準備に要した費用について、1施設当たり下記の表に定める額とする。

対 象 額	調整基準額
3,000千円以下	現  額
3,000千円超	3,000千円

## 平 成 2 1 年 度

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策に要した費用 ア へき地国保診療所医師支援事業

へき地国保診療所に勤務する医師に支給する以下の1)から3)の 手当に係る調整基準額は、当該事業に要した費用の3分の2とする。 ただし、医師1人当たりの調整基準額の上限は875千円とし、 1施設当たりの上限額は875千円に医師数を乗じて得た額とする。 なお、当該事業については、総事業費から診療報酬収入額及び寄付金額その他の収入額を控除した額がプラスとなる診療所(赤字診療所)を助成対象とする。

- 1) へき地国保診療所までの通勤に要する費用の手当
- 2) へき地国保診療所に勤務する以前の住居等との往復に<u>要する</u>費用の手当
- 3) へき地国保診療所に勤務する医師の子弟の通学に<u>要する</u>費 用の手当

対 象 額	調整基準額
1,313千円以下	現額 × 2/3
1,313千円超	875千円

## イ 医師等の確保支援事業

国保直営診療施設が医師、看護師、保健師等の確保のための事業 に係る調整基準額は、当該事業に要した旅費、賃金、謝金等の費用 の3分の2とする。

ただし、1施設当たりの調整基準額の上限は1,000千円とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
1,500千円以下	現額 × 2/3
1,500千円超	1,000千円

## ウ 外国人看護師の受入準備事業

経済連携協定に基づく外国人看護師の受入を行った国保直営診療施設に係る受入初年度の準備に要した費用については、1施設当たり下記の表に定める額。

対象額	調整基準額
3,000千円以下	現額
3,000千円超	3,000千円

## 平 成 2 2 年 度

## 平 成 2 1 年 度

## エ 医師等の勤務環境整備事業

医師等の勤務環境の整備(院内託児所の設置・改修や当直室、休憩室の整備等)に係る調整基準額は、当該事業に要した費用(整備面積に国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱(昭和53年9月29日厚生省発保第73号)の別表に掲げる建築基準単価を乗じて得た額)の3分の1とする。

ただし、1施設当たりの調整基準額の上限は、診療所については 2,000千円、病院については3,000千円とする。

	対 象 額	調整基準額
診療所	6,000千円以下	現額 × 1/3
	6,000千円超	2,000千円
病院	9,000千円以下	現額 × 1/3
	9,000千円超	3,000千円

#### 才 救急患者受入体制支援事業

夜間・休日の救急患者受入体制を確保することを目的として、開業医等の外部医師に協力を求める事業に係る調整基準額は、当該事業に要した賃金及び交通費等の費用の3分の2とする。

ただし、1施設当たりの調整基準額の上限は5,000千円とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
7,500千円以下	現額 × 2/3
7,500千円超	5,000千円

#### エ 医師等の勤務環境整備事業

医師等の勤務環境の整備(院内託児所の設置・改修や当直室、休憩室の整備等)に係る調整基準額は、当該事業に要した費用(整備面積に国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱(昭和53年9月29日厚生省発保第73号)の別表に掲げる建築基準単価を乗じて得た額)の3分の1とする。

ただし、1施設当たりの調整基準額の上限は、診療所については 2,000千円、病院については3,000千円とする。

	対 象 額	調整基準額
診療所	6,000千円以下	現額 × 1/3
	6,000千円超	2,000千円
病院	9,000千円以下	現額 × 1/3
	9,000千円超	3,000千円

## 才 救急患者受入体制支援事業

夜間・休日の救急患者受入体制を確保することを目的として、開業医等の外部医師に協力を求める事業に係る調整基準額は、当該事業に要した賃金及び交通費等の費用の3分の2とする。

ただし、1施設当たりの調整基準額の上限は5,000千円とする。

対 象 額	調整基準額
7,500千円以下	現額 × 2/3
7,500千円超	5,000千円

平 成 2 1 年 度

## 4 直営診療施設整備に関する費用があること

#### (申請の要件)

「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱」(昭和53年9月29日厚生省発保第73号)、「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領」(平成15年4月7日保発第0407001号)及び「平成22年4月5日保国発0405第3号)の規定に基づき、補助対象経費として認められた市町村保険者が行う建物(診療所及び病院(結核、精神疾患、感染症のみを対象とする施設は除く。)、医師住宅、看護師宿舎及び院内託児施設等をいう。)並びに医療機械等(医療機械器具、患者輸送車、巡回診療車及び巡回診療船をいう。)の設置又は整備に関する費用があること。

#### (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付 要綱」(昭和53年9月29日厚生省発保第73号)等の 規定に基づき、補助対象経費として認められた額とする。

## 5 保健事業に関する費用があること

#### (申請の要件)

「国民健康保険の保健事業に対する助成について」(平成22年4月5日保国発0405第1号)に定める交付方針に基づき、補助対象事業として認められた各種保健事業に関する費用があること。

## (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 「国民健康保険の保健事業に対する助成について」(平成22年4月5日保国発0405第1号)に定める交付方針に基づき、補助対象事業として認められた額2とする。

## 4 直営診療施設整備に関する費用があること

#### (申請の要件)

「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱」(昭和53年9月29日厚生省発保第73号)、「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領」(平成15年4月7日保発第0407001号)及び「平成21年度における国民健康保険診療施設の整備に係る助成について」(平成21年5月26日保国発第0526001号)の規定に基づき、補助対象経費として認められた市町村保険者が行う建物(診療所及び病院(結核、精神疾患、感染症のみを対象とする施設は除く。)、医師住宅及び看護師宿舎をいう。)並びに医療機械等(医療機械器具、患者輸送車、巡回診療車及び巡回診療船をいう。)の設置又は整備に関する費用があること。

## (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付 要綱」(昭和53年9月29日厚生省発保第73号)等の 規定に基づき、補助対象経費として認められた額。

## 5 保健事業に関する費用があること

## (申請の要件)

「国民健康保険の保健事業に対する助成について」(平成21年4月3 日保国発<mark>第0403001号</mark>)に定める交付方針に基づき、補助対象事業として 認められた各種保健事業に関する費用があること。

## (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 「国民健康保険の保健事業に対する助成について」(平成 21年4月3日保国発<mark>第0403001号</mark>)に定める交付方針に基づき、補助対象事業として認められた額。

平 成 2 2 年 度

平 成 2 1 年 度

## 6 国民健康保険総合保健施設事業に関する費用があること

#### (申請の要件)

「国民健康保険調整交付金(総合保健施設分)交付基準」(平成12年9月21日保険発第164号)に定める交付基準に基づき、補助対象事業として認められた国民健康保険総合保健施設の施設整備及び運営に関する費用があること。

#### (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 「国民健康保険調整交付金(総合保健施設分)交付基準」 (平成12年9月21日保険発第164号)に定める交付 基準に基づき、補助対象事業として認められた額とする。

## 6 国民健康保険総合保健施設事業に関する費用があること

## (申請の要件)

「国民健康保険調整交付金(総合保健施設分)交付基準」(平成12年9月21日保険発第164号)に定める交付基準に基づき、補助対象事業として認められた国民健康保険総合保健施設の施設整備及び運営に関する費用があること。

#### (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 「国民健康保険調整交付金(総合保健施設分)交付基準」 (平成12年9月21日保険発第164号)に定める交付 基準に基づき、補助対象事業として認められた額。

## 7 国民年金保険料未納者に対して短期被保険者証を交付するための 施行準備の実施

## (申請の要件)

国民年金保険料未納者に対して短期被保険者証を交付するための施行準 備を実施したこと。

## (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 平成21年の年間平均被保険者数規模に応じて下記の交付基準額による。

年間平均被保険者数	交付基準額
3千人未満	100千円
5千人未満	200千円
1万人未満	300千円
5万人未満	900千円
1 0 万人未満	1, 700千円
10万人以上	7,800千円

また、平成20年度において、収納率による普通調整交付金の減額を受けている保険者であって、保険料(税)収納率向上対策の効果が認められ、平成20年度普通調整交付金減額額の1/2の交付を受けている場合は、平成20年度普通調整交付金減額額の1/100の額を加算する。

平 成 2 2 年 度

平 成 2 1 年 度

7 離職者に係る国民健康保険料(税)の減免に要した費用が多額であること

#### (申請の要件)

「離職者に係る保険料の減免の推進について」(平成21年4月14日 保国発第0414001号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、 被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い職を失った と保険者が認める者に対し、条例に基づき国民健康保険料(税)の減免を 実施したこと。

ただし、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条1号に該当する保険者及び当該減免額が、調整対象需要額の100分の0.03に相当する額以下である保険者は除く。

#### (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 一人当たり保険料(税)調定額(A) × 減免対象被保険 者数(B) - 減免世帯に係る保険料(税)調定額(C)

- ※ 上記の方法により算定した交付額が、離職を原因とする保険料(税)減免総額を上回る場合は、当該減免総額を交付額とする。
- (A)=平成22年度保険料(税)調定総額÷一般被保険者数(賦課期日現在)
- (B)=離職を原因とする減免対象世帯に属する一般被保険者数(減免申請 時点)
- (C)=離職を原因とする減免対象世帯に係る保険料(税)調定額(減免後)
- ※ 上記の保険料(税)調定額については、すべて平成23年1月4日までに納付期限の到来する医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合算額とする。

8 離職者に係る国民健康保険料(税)の減免に<u>要する</u>費用が多額であること

#### (申請の要件)

「離職者に係る保険料の減免の推進について」平成21年4月14日 (保国発第0414001号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づ き、被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い職を失 ったと保険者が認める者に対し、条例に基づき国民健康保険料(税)の減 免を実施したこと。

ただし、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条1号に該当する保険者及び当該減免額が、調整対象需要額の100分の0.03に相当する額以下である保険者は除く。

## (交付基準額の算定方法)

調整基準額= 一人当たり保険料(税)調定額(A) × 減免対象被保険者数(B) - 減免世帯に係る保険料(税)調定額(C)

- ※ 上記の方法により算定した交付額が、離職を原因とする保険料(税)減免総額を上回る場合は、当該減免総額を交付額とする。
- (A)=平成21年度保険料(税)調定総額÷一般被保険者数(賦課期日現在)
- (B)=離職を原因とする減免対象世帯に属する一般被保険者数(減免申請 時点)
- (C)=離職を原因とする減免対象世帯に係る保険料(税)調定額(減免後)
- ※ 上記の保険料(税)調定額については、すべて平成22年1月4日までに納付期限の到来する医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合算額とする。

平 成 2 2 年 度	平 成 2 1 年 度
8 非自発的失業者の国民健康保険料(税)軽減措置による財政負担が多大であること (申請の要件) 国民健康保険法施行令(以下「施行令」という。)第29条の7の2第1項の規定により読み替えられた施行令第29条の7第5項又は地方税法第703条の5の2第1項の規定により読み替えられた同法第703条の	
5に定める基準に従い保険料を減額された、施行令第29条の7の2第2項又は同法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)について、賦課期日の翌日以降に加入した特例対象被保険者等の数が、同日以降に資格喪失した特例対象被保険者等の数を超えていること。	
(A) - 井 日 光 日 光 日 光 日 光 日 光 日 光 日 光 日 光 日 光 日	

平 成 2 1 年 度

9 特別事情による財政負担増加等があること

なお、申請に当たっては、あらかじめ厚生労働省と協議すること。(申請の要件)

次の(1) 又は(2) のいずれかに該当することを厚生労働省又は都道府県が認めた保険者とするが、遡及適用・賦課を保険料については2年、保険税については3年として平成<u>22</u>年度当初から実施していない保険者は、推薦の対象としないこと。

- (1) 平成22年度において、やむを得ないと認められる特別の事情により予測を大幅に上回る財政負担の増加があり、健全財政の維持に支障が生ずること。
  - ※ 次の文中、保険料に係る表記については、全て医療分保険料に係 るものとする。(収納割合を除く)
- ① 通常以上の事業運営努力をしていると都道府県が認める保険者であって、次のア、イのいずれにも該当すること。 ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する「やむを得ないと認められる事情による財政負担の増加」があること。
  - (ア) 平成22年度調整対象需要額(医療分)に対する財政負担増加 見込額の割合(性)が3%以上であること。

(注) 財政負担 <u>22</u>年度のやむを得な 増加見込= 額の割合 22年度調整対象需要

<u>22</u>年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額<mark>\*</mark>

- 22年度調整対象需要額(調交申請様式第3-1の#056の額)
- ※ 「平成<u>22</u>年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額」の算出に当たっては、原則として以下の算出方法によること。
  - ・ 医療費(老人保健医療費拠出金を除く)の負担増 「平成22年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての 留意事項について(通知)」(平成21年12月25日保国発第 1225001号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知(以下「課長 通知」という。)に基づいて算出された、平成22年度当初予算編 成時の医療費見込額に対する特別調整交付金申請時の医療費見込額 の増加額とする。
  - ・ 保険料(税)収入額の減による負担増 課長通知に基づいて算出された、平成22年度当初予算編成時の 保険料(税)収入見込額に対する特別調整交付金申請時の保険料 (税)収入見込額の減少額とする。

9 特別事情による財政負担増加等があること

なお、申請に当たっては、あらかじめ厚生労働省と協議すること。(申請の要件)

次の(1) 又は(2) のいずれかに該当することを厚生労働省又は都道府県が認めた保険者とするが、遡及適用・賦課を保険料については2年、保険税については3年として平成21年度当初から実施していない保険者は、推薦の対象としないこと。

- (1) 平成21年度において、やむを得ないと認められる特別の事情により予測を大幅に上回る財政負担の増加があり、健全財政の維持に支障が生ずること。
  - ※ 次の文中、保険料に係る表記については、全て医療分保険料に係 るものとする。(収納割合を除く)
- ① 通常以上の事業運営努力をしていると都道府県が認める保険者であって、次のア、イのいずれにも該当すること。 ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する「やむを得ないと認められる事情による財政負担の増加」があること。
  - (ア) 平成21年度調整対象需要額(医療分)に対する財政負担増加 見込額の割合(注)が3%以上であること。

(注) 財政負担 増加見込= -額の割合

21年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額※

21年度調整対象需要額(調交申請様式第3-1の#056の額)

- ※ 「平成21年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額」の算出に当たっては、原則として以下の算出方法によること。
  - ・ 医療費(老人保健医療費拠出金を除く)の負担増 平成20年12月25日(保国発第1225001号)厚生労働省保険 局国民健康保険課長通知(以下「課長通知」という)に基づいて算 出された平成21年度当初予算編成時の医療費見込額に対する特別 調整交付金申請時の医療費見込額の増加額とする。
  - 保険料(税)収入額の減による負担増 課長通知に基づいて算出された平成21年度当初予算編成時の保 険料(税)収入見込額に対する特別調整交付金申請時の保険料 (税)収入見込額の減少額とする。

#### 亚 2 2 成 年 度

2

- (イ) 水俣病等による医療費が多額であること。
- (ウ) その他上記(ア)及び(イ)に準ずると認められること。
- イ 次の(ア)、(イ)のいずれにも該当すること。 ただし、(ア)又は(イ)に該当しないが、該当しないことがやむを 得ないと認められる理由がある場合には推薦しても差し支えないこ

その場合にはその事情を記載した理由書(様式は任意とする)を 添付すること。

- (ア) 平成22年度の保険料(税)賦課限度額が50万円であるこ
- (イ) 平成21年度一般被保険者に係る現年度分保険料(税)の収納 率が年間平均被保険者数規模に応じて、次に定める率以上である こと。

年間平均一般被保険者数	収納率
1万人未満	0.92
1万人以上5万人未満	0. 91
5万人以上10万人未満	0.90
10万人以上	0.89

①には該当しないが、これに準ずると認められる特別の事情がある 保険者であること。

## (交付基準額の算出方法)

原則として、平成22年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担 増加額の3分の1相当額とする。

ただし、水俣病による医療費が多額である場合に限り、負担増加額の 15分の7相当額とする。

水俣病等による医療費が多額であること。

成

亚

- (ウ) その他上記(ア)及び(イ)に準ずると認められること。
- イ 次の(ア)、(イ)のいずれにも該当すること。 ただし、(ア)又は(イ)に該当しないが、該当しないことがやむを 得ないと認められる理由がある場合には推薦しても差し支えないこ その場合にはその事情を記載した理由書(様式は任意とする)を 添付すること。

1

年

度

- (ア) 平成21年度の保険料(税)賦課限度額が47万円であるこ
- (イ) 平成20年度一般被保険者に係る現年度分保険料(税)の収納 率が年間平均被保険者数規模に応じて次に定める率以上であるこ

年間平均一般被保険者数	収納率
1 万人未満	0.93
1万人以上5万人未満	0. 92
5万人以上10万人未満	0. 91
10万人以上	0.90

② ①には該当しないが、これに準ずると認められる特別の事情がある 保険者であること。

## (交付基準額の算出方法)

原則として、平成21年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担 増加額の3分の1相当額とする。

ただし、水俣病による医療費が多額である場合に限り、負担増加額の 15分の7相当額とする。

## 平 成 2 2 年 度

- (2) 国民健康保険の保険者として高い意識を有し、その経営姿勢が特に良好であるなど、事業運営について評価すべき点があること。この場合、保険者の推薦に当たっては、次のことを総合的に判断すること。
- I 適用の適正化状況
- Ⅱ 給付の適正化状況
- Ⅲ 財政対策状況
- IV 保健事業の展開状況
- V その他

## (交付基準額の算出方法)

原則として、〔一般被保険者数×一人当たり医療費(地域差指数による補正後)×1/2〕により算出した額を基準とし、各保険者の国保事業運営への取組状況を踏まえ、予算の範囲内で交付する。

(3) 次の要件に該当する場合については、当面、特別な事情があることと見なすものとする。

## (申請の要件)

- ① 高額療養費特別支給金の支給等に要した費用があること。 「高額療養費特別支給金の支給等について」(平成21年6月29 日保国発第0629001号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、高額療養費特別支給金の支給に要した費用や広報に係る印刷費、郵送費及びシステム改修費用があること。
- ② 国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業に要した費用があること。

「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施について」(平成21年7月10日保国発0710第15号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知及び「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施市町村における一部負担金減免等の継続について(依頼)」(平成22年3月31日)厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、モデル事業を実施したことに伴う、一部負担金減免額等があること。

## 平 成 2 1 年 度

- (2) 国民健康保険の保険者として高い意識を有し、その経営姿勢が特に良好であるなど、事業運営について評価すべき点があること。この場合、保険者の推薦に当たっては、次のことを総合的に判断すること。
- I 適用の適正化状況
- Ⅱ 給付の適正化状況
- Ⅲ 財政対策状況
- IV 保健事業の展開状況
- V 国保制度の周知徹底状況
- VI 国保従事職員研修等の状況
- VII 指導監査の対応状況
- **Ⅷ** その他

## (交付基準額の算出方法)

原則として、〔一般被保険者数×一人当たり医療費(地域差指数による補正後)×1/2〕により算出した額を基準とし、各保険者の国保事業運営への取組状況を踏まえ、予算の範囲内で交付する。

(3) 次の要件に該当する場合については、当面、特別な事情があることと見なすものとする。

## (申請の要件)

- ① 高額療養費特別支給金の支給等に要する費用があること。 「高額療養費特別支給金の支給等について」平成21年6月29日 (保国発第0629001号) 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、高額療養費特別支給金の支給に要した費用や広報に係る印刷費、郵送費及びシステム改修経費があること。
- ② 国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業に要する費用があること。

「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施について」平成21年7月10日(保国発0710第15号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、モデル事業を実施したことに伴う、一部負担金減免額等があること。

## 平 成 2 2 年 度

平 成 2 1 年 度

③ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進に係る財政負担増があること。

「国民健康保険における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進について」(平成21年1月20日保国発第0120001号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望カードやパンフレット等の作成(購入)及び後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の個人宛の自己負担軽減額の周知やシステム開発に要した費用があること。ただし、郵送等に係る費用は除く。

- ④ 国民健康保険料(税)におけるマルチペイメントネットワークを活用した口座振替推進に伴う財政負担増があること。 国民健康保険料(税)の収納対策の取り組みとして、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービス等導入に要し
- ⑤ 国民健康保険料(税)の特別徴収と口座振替の選択制実施に伴う費用があること。

た費用があること。

国民健康保険料(税)の特別徴収と口座振替の選択制実施にあたって、対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改修費用(対象者の抽出によるもの)、郵送費及び印刷費があること。

③ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進に係る財政負担増があること。

「国民健康保険における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進について」平成21年1月20日(保国発第0120001号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望カードやパンフレット等の作成(購入)及び後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の個人宛の自己負担額軽減の周知やシステム開発に要した際人

ただし、郵送等に係る費用は除く。

- ④ 国民健康保険料(税)におけるマルチペイメントネットワークを活用した口座振替推進に伴う財政負担増があること。 国民健康保険料(税)の収納対策の取り組みとして、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービス等導入に要した費用があること。
- ⑤ 国民健康保険料(税)の特別徴収と口座振替の選択制実施に伴う経費があること。 国民健康保険料(税)の特別徴収と口座振替の選択制実施にあたって、対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改修費用(対象者の抽出によるもの)、印刷費及び郵送費があること。
- ⑥ 制度改正に伴う市町村の国民健康保険事務の円滑な施行に資するため、施行準備に伴う財政負担増があること。 (交付要件9.(3).①~⑤を除く。)
- ① 退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多大であること。 次の2つの要件に該当すること。

ア 平成20年度前期高齢者交付金等の額(前期高齢者交付金と療養給付費等交付金の合計額。以下同じ。)が平成19年度療養給付費等交付金の額を下回っていること。

イ 平成20年度において、被保険者一人当たり基準総所得金額が 全国平均以下であること。

村別調整文件金(そり	101000	1137	<u> </u>	<b>订</b> 左	· 1			
平 成 2 年 度		平	成	2	1	年	度	
⑥ 非自発的失業者の国民健康保険料(税)軽減措置に係るシステム改修等に要した費用があること。 非自発的失業者の国民健康保険料(税)軽減措置に係るシステム改修費用及び周知等に要した費用があること。								
① 被扶養者であった者の国民健康保険料(税)の減免措置に要した費用があること。 「「旧被扶養者」に係る条例減免について」(平成20年2月1日)及び「被扶養者であった者の保険料軽減(条例減免)の延長に係る国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例の送付について」(平成22年1月29日)厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係事務連絡に基づき、被用者保険の被扶養者であった者に係る国民健康保険料(税)の条例による減免措置を実施したこと。								
⑧ レセプト電子化に係るシステム最適化等に要した費用があること。 システム機器更改に伴う分担金及びシステム機器更改に関連し、各 保険者において自庁システムの改修に要した費用があること。 ただし、ハードウェア等(PC、プリンタ、LAN回線等)の購入 費用、リース料、保守費用等は除く。								
① 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。  ア 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用がある こと。ただし、郵送費は除く。 イ 意思表示した内容を保護するシールの作成に要した費用がある こと。ただし、郵送費は除く。 ウ 被保険者証等の様式変更に要した費用、または、臓器提供意思表示シールの作成に要した費用があること。ただし、被保険者証等の作成費用は除く。 また、臓器提供意思表示シールの郵送費(他の郵送物に同封する場合は重量増加分)があること。								
<ul><li>⑩ 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること。 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること。 ただし、郵送費は除く。</li></ul>								

平 成 2 年 度	立	成	2	1	年	变
① 中学生以下の被保険者の属する被保険者資格証明書交付世帯における国民健康保険料(税)の納付状況に関する調査に要した費用があること。 国民健康保険料(税)の納付状況を把握するための調査に伴い、システム改修に要した費用があること。						
② 全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に対し療養費の支給を行ったことによる財政負担があること。 無資格加入者に対して支給した療養費の支給総額と無資格加入者に 遡及して賦課(課税)する保険料(税)総額に差額があること。						
○3 制度改正に伴う市町村の国民健康保険事務の円滑な施行に資するため、施行準備に伴う財政負担増があること。 (交付要件9.(3).①~②を除く。)						

平 成 2 2 年 度

平 成 2 1 年 度

## (交付基準額の算出方法)

① 申請要件①に該当するもの

調整基準額1= 高額療養費特別支給金の支給に要した費用の全額とする。

調整基準額2= 高額療養費特別支給金の広報に係る印刷費、郵送費及びシステム改修に要した費用<u>について</u>、平成22年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	100千円
1万人未満	200千円
5万人未満	400千円
10万人未満	700千円
10万人以上	1,200千円

② 申請要件②に該当するもの

調整基準額1= モデル事業実施に伴う、一部負担金減免額の1/2 相当額とする。

調整基準額2= モデル事業における保険者徴収制度の実施又は実施準備に要した費用について、平成22年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の調整基準額とする。

年間平均被保険者数	調整基準額
5 千人未満	450千円
1万人未満	600千円
5万人未満	800千円
10万人未満	1,200千円
10万人以上	1.800千円

(交付基準額の算出方法)

① 申請要件①に該当するもの

調整基準額1= 高額療養費特別支給金の支給に要した費用の全額。

調整基準額2 = 高額療養費特別支給金の広報に係る印刷費、郵送費及びシステム改修に要した費用<mark>を対象とし</mark>、平成 21年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付上限額
5 千人未満	100千円
1万人未満	200千円
5万人未満	400千円
10万人未満	700千円
10万人以上	1,200千円

② 申請要件②に該当するもの

調整基準額1 = モデル事業実施に伴う、一部負担金減免額の1/2 相当額。

調整基準額2= モデル事業における保険者徴収制度の実施又は実施準備をしたことに対し、平成21年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の調整基準額とする。

年間平均被保険者数	調整基準額
5 千人未満	450千円
1万人未満	600千円
5 万人未満	800千円
10万人未満	1,200千円
10万人以上	1,800千円

平 成 2 2 年 度

平 成 2 1 年 度

③ 申請要件③に該当するもの

調整基準額1= 希望カード及びパンフレット等作成(購入)部数 × 希望カード及びパンフレット等作成(購入)単価 ただし、作成(購入)部数については、平成22年の年間平均被保険者数を限度とし、作成(購入)単価については、60円を限度とする。

調整基準額2 = 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の個人宛の自己負担軽減額の周知やシステム開発に要した費用について、平成22年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2,500千円
1万人未満	3,000千円
5万人未満	6,000千円
10万人未満	10,000千円
10万人以上	20,000千円

④ 申請要件④に該当するもの

調整基準額1= マルチペイメントネットワークを活用した口座振 替契約受付サービス等導入時の金融機関との契約に 際して発生した契約料について、3,000千円を 上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額2=マルチペイメントネットワークを活用した口座振 替契約受付サービスの専用端末機購入費用や周知広 報に係る費用等について、平成22年の年間平均被 保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限と して、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額			
5 千人未満	250千円			
1万人未満	500千円			
5万人未満	1,000千円			
10万人未満	1,800千円			
10万人以上	3,000千円			

③ 申請要件③に該当するもの

調整基準額1= 希望カード及びパンフレット等作成(購入)部数
× 希望カード及びパンフレット等作成(購入)単価
ただし、作成(購入)部数については、平成21
年の年間平均被保険者数を限度とし、作成(購入)
単価については、60円を限度とする。

調整基準額2=後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の個人宛の自己負担額軽減の周知やシステム開発に要した費用を対象とし、平成21年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

 年間平均被保険者数
 交付限度額

 5千人未満
 2,500千円

 1万人未満
 3,000千円

 5万人未満
 6,000千円

 10万人决上
 20.000千円

④ 申請要件④に該当するもの

調整基準額1= マルチペイメントネットワークを活用した口座振 替契約受付サービス等導入時の金融機関との契約に 際して発生した契約料について、3,000千円を 上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額2= マルチペイメントネットワークを活用した口座振 替契約受付サービスの専用端末機購入経費や周知広 報に係る経費等について、平成21年の年間平均被 保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限と して、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数交付限度額5千人未満250千円1万人未満500千円10万人未満1,800千円10万人以上3,000千円

平 成 2 年 度	平 成 2 1 年 度
⑤ 申請要件⑤に該当するもの 調整基準額= 対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改 修費用(対象者の抽出によるもの)、郵送費及び印刷 費について、平成22年の年間平均被保険者数規模に 応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を 調整基準額とする。	⑤ 申請要件⑤に該当するもの 調整基準額= 対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改 修費用(対象者の抽出によるもの)、郵送費及び印刷 費 <mark>を対象とし、平成21</mark> 年の年間平均被保険者数規模 に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額 を調整基準額とする。
年間平均被保険者数     交付限度額       5千人未満     250千円       1万人未満     400千円       5万人未満     800千円       10万人未満     1,500千円       10万人以上     3,000千円	年間平均被保険者数交付限度額5千人未満250千円1万人未満400千円5万人未満800千円10万人未満1,500千円10万人以上3,000千円
	⑥ 申請要件⑥に該当するもの 調整基準額= 平成 <u>21</u> 年の年間平均被保険者数規模に応じて、下 記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額 とする。
	年間平均被保険者数交付限度額5千人未満1,500千円1万人未満2,500千円5万人未満4,000千円10万人未満7,500千円10万人以上10,000千円
	① 申請要件⑦に該当するもの 調整基準額=平 成19年度療養給付費等交付金の額と平成20年 度前期高齢者交付金等の額の差額に1/2を乗じた額 とする。

平 成 2 年 度	平 成 2 1 年 度
⑥ 申請要件⑥に該当するもの 調整基準額= 非自発的失業者の国民健康保険料(税)軽減措置に 係るシステム改修費用及び周知等に要した費用につい て、平成22年の年間平均被保険者数規模に応じて、 下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準 額とする。	
年間平均被保険者数     交付限度額       5千人未満     5,000千円       1万人未満     10,000千円       5万人未満     20,000千円       10万人未満     30,000千円       10万人以上     60,000千円	
⑦ 申請要件⑦に該当するもの 調整基準額= 減免対象者に係る国民健康保険料(税)減免総額 (法定軽減額は除く)とする。	
※ 減免額は、平成22年1月5日納期到来分から平成23年1月 4日納期到来分までの保険料(税)について、平成20年2月1 日厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係事務連絡にて通知 した基準(旧被扶養者の要件及び減免措置の内容)に基づき算定 した額の総額とすること。ただし、実際の減免総額が当該事務連 絡の基準に基づき算定した減免総額に満たない場合は、実際の減 免総額を調整基準額とする。	
⑧ 申請要件⑧に該当するもの 調整基準額1= システム機器更改に伴う分担金とする。	
調整基準額2= 自庁システムの改修に要した費用について、平成 22年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の 交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額と する。	
年間平均被保険者数     交付限度額       5千人未満     4,000千円       1万人未満     8,000千円       5万人未満     15,000千円       10万人未満     30,000千円       10万人以上     60,000千円	

平 成 2 年 度	平 成	2	1 4	<b>声</b> 度	
⑨ 申請要件⑨に該当するもの         調整基準額1= 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用について、平成22年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。         年間平均被保険者数 交付限度額         5千人未満 200千円         1万人未満 400千円         5万人未満 800千円         10万人未満 800千円         10万人以上 1,000千円					
調整基準額2= 意思表示欄保護シールの作成に要した費用について、平成22年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。    年間平均被保険者数   交付限度額					
調整基準額3= 被保険者証等の様式変更に要した費用、または、					

初加亚文刊显(60)	
平 成 2 2 年 度	平 成 2 1 年 度
⑩ 申請要件⑩に該当するもの 調整基準額= 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した 費用について、平成22年の年間平均被保険者数規模 に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額 を調整基準額とする。	
年間平均被保険者数     交付限度額       5千人未満     500千円       1万人未満     1,000千円       5万人未満     1,500千円       10万人未満     2,000千円       10万人以上     2,500千円	
① 申請要件①に該当するもの 調整基準額= システム改修に要した費用とする。	
② 申請要件②に該当するもの 調整基準額= 無資格加入者の療養費の支給総額 - 無資格加入者 に遡及して賦課(課税)する保険料(税)総額	
③ 申請要件 ③ 申請要件 ③ はいまするもの 調整基準額 = 平成 22年の年間平均被保険者数規模に応じて、下 記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額 とする。	
年間平均被保険者数     交付限度額       5千人未満     1,500千円       1万人未満     2,500千円       5万人未満     4,000千円       10万人未満     7,500千円       10万人以上     10,000千円	